

府政科技第145号
令和3年2月17日

文部科学大臣 殿

経済産業大臣 殿

原子力委員会委員長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に
関する目標（中長期目標）の変更について（答申）

原子力委員会は、令和3年2月5日付け2文科科第490号、20210118資第4号をもって国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法第25条の規定に基づき意見を求められた国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の中長期目標の変更については、妥当と認める。